平成28年10月より開始します

介護予防

下に個人差があり、必要な支 要支援認定者の生活機能の低 を増やして支援を拡充し、生 事業として、サービスの種類 護(デイサービス)」を総合 ービスのうち、「訪問介護 方が利用していた介護予防サ で介護保険の要支援1、2の 援も違ってくるため、各自の になりました。このことは、 活支援サービスが行えるよう (ホームヘルプ)」と「通所介 「総合事業」とは、これま

までも在宅で自立した生活を 送ることができます。 を併せて進めることで、いつ を行う「一般介護予防事業」 ないよう自らが介護予防活動 いただき、要介護状態になら ての高齢者の方にも利用して 一新制度への移行について その他に、65歳以上のすべ

> 事業が適用となります 援サービスの対象者は、 する方等で介護予防・生活支 たに要介護・支援認定を申請 現在、要支援認定の方は、 平成28年10月1日以降に新

※料金体系や事業所等が変更 合事業の適用となります。 以後の更新に合わせて順次総 有効期間が平成28年10月1日 ービスの利用も可能です。 希望により、現在と同じサ になる可能性はありますが、

■介護予防・生活支援サービス

ように開始するものです。

生活支援サービス」が行える 状況に見合った「介護予防・

②基本チェックリストで生活 とりの生活支援や要望に応じ ①要介護認定で「要支援1、 たサービスを提供します。 対象 65歳以上で次のどち 象者と判定された方 2」と認定された方 らかに該当する方 機能の低下がみられ事業対 生活支障に対して、一人ひ

※基本チェックリストとは 質問票により生活機能をチ エックします。 全国共通の25項目の簡単な

■サービスの内容

下表をご覧ください。

教室への参加により、介護 等で開催している各種健康 野岸の丘総合福祉センター 65歳以上のすべての高齢者 予防に繋げる事業です。 の方が、各地区や糠塚園、 一般介護予防事業

※総合事業を含め、高齢者の 地域包括支援センター 皆さんの相談窓口である をご利用ください。 「地域包括支援センター_ 社会福祉協議会内

日常生活支援総合事業 ■総合事業制度説明会を開催 総合事業

◆日時 9月25日田 午後1時30分~3時30分

します

①講演会 ・演題「総合事業って何?自 宅で生き生きとした老後を 送るために」

代表 中村 崇 氏 講師 NPO法人佐久平総 合リハビリセンター

②小諸市「介護予防・日常牛 活支援総合事業」制度説明

場所 こもろプラザ 「ステラホール」

※申し込みは不要です。

訪問分 (これま) 同じサー

		◆通所型サー	ービス			
!額 場合)		サービス種別	 サービス内容 	自己負担額 (1割負担の場合)		
選 /月 選度 /月		通所介護 (これまでと 同じサービス)	生活機能向上 のための機能 訓練 (入浴含む)	・週 1 回程度 1,647円/月 ・週 2 回程度 3,377円/月		
回 } 1回		通所型 サービス A	ミニデイサービス・運動・ レクレーション等 (入浴含 まない)	原則週 1 回 ・ 2 ~ 4 時間280円/ 1 回 ・ 4 時間以上310円/ 1 回		

サービス種別	サービス内容	自己負担額 (1割負担の場合)	サービス種別	サービス内容	自己負担額 (1割負担の場合)
訪問介護 (これまでと 同じサービス)	訪問介護員 (ヘルパー) による身体介 護と生活援助	・週1回程度 1,168円/月 ・週2回程度 2,335円/月	通所介護 (これまでと 同じサービス)	生活機能向上 のための機能 訓練 (入浴含む)	・週 1 回程度 1,647円/月 ・週 2 回程度 3,377円/月
訪問型 サービス A	訪問介護員に よる生活援助	原則週1回 ・30~60分 220円/1回	通所型 サービス A	ミニデイサービス・運動・ レクレーション等 (入浴含 まない)	原則週1回 ・2~4時間280円/1回 ・4時間以上310円/1回